

要 望 書

東京都知事 鈴木 俊一 殿
東京都環境保全局長 相原 繁 殿

1988年9月25日

私たち日本科学者会議は、1986年4月に、貴庁の環境科学研究所で、それまで研究員として誠実に職責を果たしてこられた飯田靖雄・小野塚春吉両氏が、突然行政職に配置転換を命じられた事件について、これまで重大な関心を払い続けてまいりました。

この件については同年、私たちの第21回定期大会で採択された要望書を差し上げてありますので、意見の概要についてはすでにご存じと思います。もとより私たちは、――すべての研究者が、採用から退職まで、例外なく研究者であり続けるべきだ――などという非現実的な主張をもてあそんでいるのではありません。私たちはただ、この両氏の配転案件のように、一片の申し渡しで研究者がその研究者生命にピリオドを打たざるを得ない、というような事例が普通の異動だということで片付けられてしまうのであれば、まじめに自分たちに課せられている研究の意義を考え、その成功を通じて社会に貢献して行こうとする意欲のある研究者ほど、将来について暗然たらざるを得ず、そのような歪んだ雰囲気は、公的な研究機関にとって全くふさわしくない、ということをお願いしているのです。

私たちは、発令者である処分庁側のご主張も、都人事委員会への提出文書、および口頭審理の記録を通じてつぶさに拝見することができました。しかし、全国各地に数ある研究所の実状をどう考え合わせてみても、これらで述べておられる説明や論理、特に研究者の資質や、業績に対する評価の考え方は、残念ながらとても一般に通用する内容とは申せません。それはまた、国際的な倫理規範であるUNESCOの「科学研究者の地位に関する勧告」の精神にももとるものです。

ごく一例をあげれば、かつて両氏の上司でもあり、研究上の指導者でもあられた証人の方が、連名で学会発表された論文に対して「業績として評価できない」という主旨の証言をしておられます。私たちの素朴な見解に立てば、自分自身が本来責任の一半を担わなければならない共同の研究発表に対して、後日その積極面すらも主張できないような指導者など、常識的にまずあり得ません。配置転換後発行された研究所の年報の作成に際しても、依然この証人の方が共同研究者として名を連ねることを求めておられた事実からも、「業績云々」は後からとってつけた理由でしかないことが、客観的に読み取れます。

以下、ことさら詳しい内容には立ち入りませんが、発令の突然さ、問題となって以後の硬直した対応等々、上記以外にもこの案件の経過にはまことに不自然な点が数多く目につきます。日本の首都として、国内だけではなく世界的にも、民主的・発展的な行政運営で模範となることが広く期待されている東京都において、ひとり研究行政がこのような歪みを引きずっていることは、決して名誉なこととは思えません。研究の場から疎外されている両氏にとっても、研究意欲をそがれ、心理的な圧迫を蒙り、技量の低下を余儀なくさせられるなど、この発令を甘受せよということは、ただそれだけで刑罰を加えられているのにも等しい措置です。これまでの事実審理の内容を通じて、両氏がこのような「罰」に値するようないわれを何一つ持たないことがすでに明確である以上、英断をもって、両氏の前職復帰を一刻も早く実現されるよう、全国1万人会員の総意を代表して、ここに強く貴職に要望するものです。

日本科学者会議第24期第3回常任幹事会